

福岡県立大学人間社会学部紀要執筆・投稿規定

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規定は、福岡県立大学人間社会学部紀要要綱（以下、「紀要要綱」という。）第10条に基づき、論文等の執筆・投稿に必要な事項を定めるものとする。

(執筆者の責務)

第2条 紀要要綱第2条に定める編集方針に鑑み、執筆者は自らが携わる研究の意義と役割を社会に公開し、かつ積極的にわかりやすく説明しなければならない。

(使用言語)

第3条 使用言語は、原則として自由とする。

(原稿の様式)

第4条 和文の投稿原稿は、ワープロソフトを使用し、A4用紙を縦置き横書きで、1ページあたり42字×35行（1470字）で作成する。

2 欧文の投稿原稿は、A4の用紙を使用し、1ページあたり、ダブル・スペースで35行とする。

3 その他の言語の投稿原稿は、和文又は欧文の投稿原稿に準ずる。

(論文の種類)

第5条 紀要要綱第3条1号に基づく学術論文（「論文」の部）の種類を次のとおりに定める。

(1) 総説論文

(2) 原著論文

(3) 論説論文

2 紀要要綱第3条2号に基づく学術論文（「その他」の部）の種類は以下に例示する。

(1) 研究ノート

(2) 報告

(3) 資料

(4) 翻訳

(5) 書評

(6) 文献紹介（海外文献紹介など）

(7) 講演録

(論文の条件)

第6条 前条1項1号に定める総説論文とは、国内外の原著論文等を総括的・客観的に分析および評価したうえで、その学問領域の発展に貢献する執筆者の新たな理解を展開し、かつ学術的価値および倫理

的配慮を有するものとする。

2 前条 1 項 2 号に定める原著論文とは、国内外の研究課題に関する研究を概観した上で、新たな研究課題を見出し（原著性の明確化）、各種データの収集・分析をおこなって、新たな知見や理解、手法等について論理的に提示し、かつ独創性、学術的価値、信頼性・妥当性および倫理的配慮を有するものとする。なお、論文形態は、原則として「研究の背景」「目的」「方法」「結果」「考察」「結論」「文献リスト」のような順で記載されるものとする。

3 前条 1 項 3 号に定める論説論文とは、ある主題について、他の論文等を適切に引用するなどして、執筆者の意見、主張等について論理的に展開し、かつ独創性、学術的価値および倫理的配慮を有するものとする。

4 前条 2 項 7 号に定める講演録は、本学および本学部主催の講演会で、社会貢献に寄与する内容であるものに限る。

5. 原稿は、連載にすることができる。ただし、「論文」の部については、先行する論文の掲載が「可」となったのちでなければ、後続の論文は投稿できない。

（原稿の文字数）

第 7 条 原稿の文字数は、「論文」の部への投稿の場合は 25000 字以内（第 4 条に定める様式で 17 枚程度）、「その他」の部への投稿の場合は 15000 字以内（同じく 10 枚程度）とする。

2 外国語の原稿については、日本語の制限字数に見合う分量とする。

（図表およびその分量）

第 8 条 図表は、本文中に挿入せず別紙に作成し、原稿の最後に一括して表出順に付す。その際、別紙 1 枚につき図表 1 点を載せることとする。

2 図表には、それぞれ番号と名称をつけ、余白にそのサイズ（1 頁分、1/2 頁分、1/4 頁分等）を指定する。

3 図表は、その面積に応じた文字数に換算（B5 判刷上 1 頁分を 1470 字とし、指定された図表の大きさに応じて換算）する。

（ページ番号）

第 9 条 原稿の各ページ下段余白の中央には、ページ番号を挿入する。

（原稿の記述方法）

第 10 条 文献の引用をするときは、各専門分野の慣例に従う。なお、慣例がない場合は、以下の情報の記載を標準とする。

- (1) 単行本の場合、著者名、書名、出版社、出版年、引用ページ。
- (2) 雑誌論文の場合、著者名、表題、雑誌名、雑誌の巻・号、発行年、引用ページ。

（注）

第 11 条 注については、各専門分野の慣例に従う。なお、慣例がない場合は、本文中に肩書き数字 1)

で示し、論文の最後に注を挿入する。

(論文要旨とキーワード)

第 12 条 「論文」の部に属する原稿には、400 字程度の和文要旨または 200 語程度の英文要旨(abstract)、キーワード（6 語以内）を記載する。なお、日本語以外の原稿の場合は、和文要旨を付す。

2 「その他」の部に属する原稿の要旨、キーワードは任意とする。ただし、原稿の内容によって紀要部会が判断して、それらの記載を求める場合がある。記載する場合は前項の様式に従う。

(投稿チェックリスト)

第 13 条 執筆者は、投稿の前に投稿チェックリスト（別記様式 1）を用いて、提出する原稿が投稿規定に従っているか確認を行う。

(掲載申請書)

第 14 条 提出原稿には、掲載申請書（別記様式 2）をつける。

(提出物)

第 15 条 投稿に際しては、期日までに以下のもの全てをこの順序に従って揃え、紀要部会に提出する。

- (1) 投稿チェックリスト
- (2) 掲載申請書
- (3) 論文要旨、キーワード（ある場合）
- (4) 論文原稿 2 部（サイズが指定された図表等を含む）
- (5) 上記(2)(3)(4)がファイルデータとして保存された媒体（USB メモリ等）

(校正)

第 16 条 校正は、編集小部会を経由して行う。

(改廃)

第 17 条 この規定の改廃は、紀要部会の議を経て、人間社会学部教授会が行う。

附 則

- 1 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 福岡県立大学人間社会学部紀要執筆要領、福岡県立大学人間社会学部紀要要項第 2 条第 1 号に基づく「学術論文」の種類を定める内規、福岡県立大学人間社会学部紀要要項第 2 条第 2 号に基づく「その他」の種類を例示する内規は、廃止する。